

## 別紙（第3条関係）

## 「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定基準（生活困窮者分野）（案）

## 1 資格要件

「障害者等の職場環境整備等支援組織」の認定を受ける者は、以下の資格要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 大阪府の区域内に本社あるいは本部事業所を有していること
- (2) 府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められること
- (3) 就労に向けた訓練や講習等、就労準備性を高める取組み（以下、「就労訓練等」という。）からジョブマッチング、職場定着支援まで一貫して行っていること

## 2 専門要件

前項の資格要件をすべて満たしている場合に、「大阪府障害者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会」において、同審議会委員の合議により、専門要件について下表により評価し、各委員の評価合計点の平均が8点以上に達した場合に、「障害者等の職場環境整備等支援組織」として認定するものとする。

ただし、委員のうち1人でも評価方針に掲げたいずれかの項目に0点を付けた場合は、評価合計点は出さず、認定をしないものとする。

表－1（生活困窮者分野）

評価方針	評価項目	点数
支援体制 (3点)	生活困窮者自立相談支援機関や、就職者を取り巻く支援者等と連携し、適切な支援を行える体制をとっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊富な経験を有する支援員が配置され、速やかに契約事業者への相談に対応できる体制がある場合：1点</li> <li>・市町村や自立相談支援機関との協力体制がよく構築されている場合：1点を加点する</li> <li>・企業などさまざまな団体との協力体制がよく構築されている場合：1点を加点する</li> </ul>
団体の実績 (3点)	法人等の特色を活かした取組みやアピールポイントがある。 一般就労に向けた目標設定を行うとともに、就労訓練等を実施し、高い就職実績をあげている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の特色を活かした取組みやアピールポイントがある場合、内容に応じて評価する（1～2点）</li> <li>・就職者数の目標設定を行い、目標達成に向け就労訓練等を実施し、指定日前過去3事業年度の就職者の実績数が450人以上（150人以上/年間）：1点</li> </ul>
就職者支援 (2点)	就職者が職場に定着できるよう効果的な取組みを行っている。	さまざまな課題を抱えた就職者に対応するための、創意工夫や効果的な取組みが認められる場合、内容に応じて評価する（1～2点）
企業支援 (4点)	雇用企業が就職者の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境を創出できるよう、効果的な取組みを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業支援を行っている場合：1点</li> <li>・企業支援において創意工夫や成果が認められる場合、内容に応じて評価する（1～2点を加点する）</li> <li>・企業にさまざまな課題をもった人を受け入れてもらうための提案能力をよく有すると認められる場合：1点を加点する</li> </ul>